

子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が公布されました。

この関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に始まる予定です。

新制度では、消費税の引き上げによる増収分の一部などを財源に、子ども・子育ての支援を充実することになっています。

新制度の具体的な内容や利用方法については、現在、国における議論を踏まえながら、本町としての方向性を検討していきます。

●子ども・子育て関連3法とは

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された次の3つの法律を「子ども・子育て関連3法」といいます。

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 認定こども園法の一部を改正する法律
- 3 関係法律の整備等に関する法律

●国が新制度で目指すこと

- 1 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

幼児教育・保育および家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ります。

2 地域子育ての一層の充実

すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や一時預かりの場など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

3 待機児童の解消

地域のニーズを踏まえ、保育の量的拡大・確保を行い、待機児童解消を図り、地域の保育を支援します。

●施設利用の手続きが変わります

子ども・子育て支援新制度の適用を受ける認定こども園、幼

稚園、保育所、地域型保育事業所の利用に当たっては、保護者から入園申し込みのほかに教育・保育の必要性の認定申請が必要となり、町から認定証が交付されます。

●利用者負担額

新制度に基づく施設の利用者負担額は、保護者の所得に応じた負担（応能負担）が基本となります。なお、利用者負担額は、国が定める基準を踏まえ町が定めることとなります。詳細が決まりましたら、広報等でお知らせしていきます。

認定区分

認定区分	年 齢	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	認定こども園・幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	認定こども園・保育所
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	認定こども園・保育所 地域型保育事業

●関連情報 内閣府 子ども・子育て支援新制度

① <http://www8.cao.go.jp/shoushi/>

平成27年度 保育所入所のご案内

平成27年度新規入所（4月当初入所および5月以降の入所予約）の申し込みを10月1日（水）から7日（火）まで受け付けます。

保育所は、日中家庭で十分保育ができない乳幼児を保護者に代わってお世話するところです。

保育時間 保育時間は、保育所

の開所時間内で、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めます。

入所基準 保育所に入所できる児童は本町在住で、保護者等が次のいずれかの事情に該当する場合です。

① 昼間に居宅内・外で児童と離れて労働することを常態としている

② 出産予定日の前後各2カ月間

③ 病気または障害がある

④ 同居の親族を常時介護している

⑤ 災害を受け、その復旧にあっている

⑥ これらの事情に類する状態にある

※入所基準は平成26年9月現在のもので、来年度からの新制度開始に伴い、変更となる場合があります。

保育料 来年度からの新制度開始に伴い、保育料は利用者負担額に変わります。詳細は決まり次第お知らせします。

申込書等の配布 9月1日(月)から役場子育て支援課で配布します。

問合せ先 役場子育て支援課
内線166・167

保育所名	大治保育園	大治東保育園	大治南保育園	おおはる認定こども園 おおはる西保育所
所在地	西條字南屋敷イ79	北間島字屋敷94	砂子字中割28	西條字土井ノ池35-1
電話番号	(444) 2059	(441) 3114	(432) 0781	(755) 2485
定員	200人	250人	200人	60人
受入月齢	8カ月～	6カ月～	3カ月～	8カ月～
開所時間 (時間外保育含む)	平日 午前7時15分～午後7時15分	平日 午前7時15分～午後7時15分	平日 午前7時～午後7時	平日 午前7時15分～午後7時15分
	土曜日 午前7時15分～午後1時	土曜日 午前7時15分～午後1時	土曜日 午前7時～午後3時	土曜日 午前7時15分～午後1時
障害児保育	○	○	○	×

町制施行40周年記念事業「チャレンジデー」を 平成27年5月27日(水)に行います!

Q.チャレンジデーってなんだろう?

A.毎年5月の最終水曜日に**15分以上の運動**を行った住民の参加率を人口規模がほぼ同じ自治体と競い合う住民総参加型のスポーツイベントです。

Q.どんな運動でもいいの?

A.ラジオ体操、ウォーキングなど**体を動かす運動ならなんでもOK!** 町内ならばどこでも、どんなスポーツでも、子どもからお年寄りまで、誰でも気軽に参加できます。

問合せ先 役場 企画課 内線128